

## 短期入所利用料金表（ショートステイ）

令和3年4月

○介護予防短期入所療養介護費 （下記金額に負担割合を乗じた額）

|                 |       |      |
|-----------------|-------|------|
| 要支援1            | 1日につき | 577円 |
| 要支援2            | 〃     | 731円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 〃     | 6円   |

○短期入所療養介護費

|                 |   |      |
|-----------------|---|------|
| 要介護1            | 〃 | 796円 |
| 要介護2            | 〃 | 846円 |
| 要介護3            | 〃 | 897円 |
| 要介護4            | 〃 | 945円 |
| 要介護5            | 〃 | 995円 |
| サービス提供体制強化加算（Ⅲ） | 〃 | 6円   |

※ 療養食加算（糖尿病食、腎臓病食等）特別な場合8円/回の加算があります。

○介護職員処遇改善加算（1日の総単位数にサービス加算率2.6%を乗じた額の負担割合分）

○介護職員等特定処遇改善加算（1日の総単位数にサービス加算率1.1%を乗じた額の負担割合分）

○送迎加算 片道につき 184円

※ 小松市、能美市及び、川北町（通常の事業の実施地域）以外の地域に  
居住する方がご利用になる場合の送迎に要する費用  
田谷泌尿器科医院からの片道の距離  
概ね10km以上で1kmにつき50円

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

（令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乗せ）

○特定治療費 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に準じます。

### 介護保険適用外の料金

|                                 | 第1段階               | 第2段階 | 第3段階 | 第4段階                       |
|---------------------------------|--------------------|------|------|----------------------------|
| 滞在費                             | 0円                 | 370円 | 370円 | 470円                       |
| 食費                              | 300円               | 390円 | 650円 | 朝 460円<br>昼 690円<br>夕 680円 |
| 日用品費                            | 110円               |      |      |                            |
| テレビ視聴料                          | 1000円（カード1枚/1000分） |      |      |                            |
| 貸し冷蔵庫                           | 220円               |      |      |                            |
| コインランドリー                        | 200円（1回）           |      |      |                            |
| 乾燥機                             | 100円（1回）           |      |      |                            |
| 外線電話使用料                         | 実費                 |      |      |                            |
| オムツを使用する場合の費用は、短期入所療養介護費に含まれます。 |                    |      |      |                            |

第1段階：生活保護を受けられておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で  
老齢福祉年金を受けておられる方

第2段階：所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が  
80万円以下の方

第3段階：所属する世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階以外の方  
（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

第4段階：第1～3段階に該当しない方

\*滞在費、食費、日用品費、貸し冷蔵庫は、1日あたりの料金です。

\*上記の金額に、消費税は加算されません。